

議員提出議案第七号

第八次治水事業五箇年計画の策定と計画規模の大幅な
拡大に関する意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済
企画庁長官、国土庁長官、衆参両院議長に意見書を提出する。

平成三年九月三十日提出

提出者	三朝町議会議員	田 栗 公 雄
賛成者	三朝町議会議員	吉 田 公 博
賛成者	三朝町議会議員	岩 本 君 美
賛成者	三朝町議会議員	平 井 一 義
賛成者	三朝町議会議員	岩 井 澄 雄
賛成者	三朝町議会議員	藤 井 享

平成三年九月参拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

第八次治水事業五箇年計画の策定と計画規模の大幅な
拡大に関する意見書

治水事業は、多発する水害や土砂災害から国民の生命財産を守り、渇水被害の防止を図り豊かで潤いのある国土基盤を形成するための根幹的な事業であり、最も優先的に実施されなければならない重要な施策である。

しかしながら、本町においては、天神川の直轄河川や三徳川、加茂川等々一級河川をかかえる中で、無堤地で未整備区間は長大であり、このため毎年出水時における地域住民の不安は誠に大きなものがある。

また、本町は、土砂災害を受けやすい急峻な地形、軟弱な地質地帯もあり、過去において、昭和三十四年伊勢湾台風による道路の決壊、橋の流出、農作物の冠水による被害をはじめ昭和六十二年と平成二年のともに台風十九号により大きな被害が発生し、地域住民の生活はもとより、財産に深刻な影響を及ぼした経緯がある。

悲惨な水害や土砂災害から町民生活を守り安全で快適な町づくりを図ることは本町にとって早急に実施すべき重要施策である。

よって、政府におかれては、平成四年度を初年度とする第八次治水事業五箇年計画を策定し積極的な投資を確保するとともに、その強力な推進をはかるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成三年九月三十日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会